

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護士宮良寛雄の上告趣意（後記）について。

被告人の自白は、そのみでは被告人を有罪とすることができないというだけであつて、補強証拠があれば被告人の自白も証拠となることは言うまでもない。言い換えれば、他の証拠により被告人の自白の架空でないことが認められればその自白によつて犯罪事実を認定し得ることは当裁判所判例のしはしば示すとおりである。本件において第一審判決の挙示した証拠、殊に検察官事務取扱副検事作成の被告人供述調書によれば、被告人は昭和二六年六月初旬頃米麴二斗五升白米三斗位の蒸米に約水一石位を加えこれを醗酵させて約一石四斗位の醪を作り、うち七斗を蒸溜して酒精分二十三度位の焼酎約一斗九升五合位を製造して他に販売し、残り七斗の醪は同月中旬頃蒸溜して酒精分二十三度位の焼酎約一斗九升五合位を製造して所持しておるところを押えられたと供述している。そして右押収の焼酎は存在しており、その換算酒精分が二十三度六分であることは第一審判決挙示の証拠により肯認し得られるのであるから、被告人の前記供述の全部はこれらの証拠により補強されているものと認められる。されば被告人の自白のほかこれらを補強証拠として所論第二事実（一）を認定した第一審判決は被告人の自白のみで犯罪事実を認定したものではない。それ故、被告人の自白のみで第二事実（一）を認定したことを前提とし右第一審判決を是認した原判決の違憲違法を主張する論旨はその前提を欠くことにより理由がない。

よつて、刑訴四〇八条に従い、裁判官全員的一致した意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年一月二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上	登
裁判官	島		保
裁判官	河	村	又 介
裁判官	小	林	俊 三
裁判官	本	村	善 太 郎